

7. 虐待事例に関する役割分担について

虐待事例に関し、市区町村と児童相談所の役割分担の取り決めがなされているかどうかについては「取り決めはなく、個々の事例ごとに異なる対応になっている」が、72.2%となっている。また、市区町村と児童相談所が重なる虐待事例を取扱う際、どちらが事例の主担当であるか明らかにしているかについては、51.1%の市区町村は個々の事例によって主担当を決めている。

(上段:該当区分での割合 下段:市区町村数)

		規模区分					合計	
		人口30万人以上市区	人口10万人～30万人未満市区	人口10万人未満市区	町	村		政令指定都市・児童相談所設置市
①市区町村と児童相談所の役割分担についての取り決め	文書での取り決め	15.4%	11.1%	5.1%	4.1%	3.1%	42.1%	5.9%
		10	22	27	33	6	8	106
	文書はないが一応決められている	26.2%	36.7%	24.7%	18.1%	12.4%	42.1%	22.0%
		17	73	130	146	24	8	398
	取り決めはなく、個々の事例ごとに異なる対応になっている	58.5%	52.3%	70.2%	77.8%	84.5%	15.8%	72.2%
	38	104	370	629	163	3	1,307	
	合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
		65	199	527	808	193	19	1,811
②市区町村と児童相談所が重なる事例を取扱う際、どちらが主担当か明らかにしているか	明らかにしている(文章等でルールを明記)	10.8%	9.0%	6.3%	3.6%	1.6%	31.6%	5.3%
		7	18	33	29	3	6	96
	明らかにしている(ルールを明記したものは無い)	38.5%	49.2%	31.5%	20.4%	7.8%	42.1%	26.3%
		25	98	166	165	15	8	477
	明らかにしていない	7.7%	6.5%	11.4%	20.9%	33.7%	5.3%	17.3%
	5	13	60	169	65	1	313	
	個々の事例による	43.1%	35.2%	50.9%	55.1%	57.0%	21.1%	51.1%
	28	70	268	445	110	4	925	
	合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
		65	199	527	808	193	19	1,811
市区町村数		65	199	527	808	193	19	1,811

